

第 7 7 期 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券
時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品 : 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 (リース資産を除く)
定額法を採用している。
- ・ 無形固定資産
定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づいている。
- ・ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4) 引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ・ 賞与引当金 : 従業員賞与 (使用人兼務取締役の使用人分を含む) の支給に充てるため、前 1 年間の直前支給額を基礎とした見積額を計上している。
- ・ 退職給付引当金 : 従業員退職金及び役員退職慰労金の支給に充てるため、従業員分については当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる全額を、また役員分については内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

7) 収益及び費用の計上基準

商品等の販売は、引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

なお、出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識している。